平成２２年（フ）第２３４号
堺市北区百舌鳥本町３丁432番地　グリーンハイツ２―203号
債務者　大西喜美江
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
大阪府富田林市川面町１丁目８番16号
債務者　山中　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
大阪府高石市綾園３丁目２番５　マスターズエル綾園20―503号
債務者　岡崎　初美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
堺市南区新檜尾台３丁１番５―702号
債務者　濱口　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
大阪府羽曳野市栄町７番３号
債務者　村山　良子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
大阪府松原市三宅中６丁目６番３号
債務者　湯浅千賀子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
堺市東区日置荘西町１丁27番８号
債務者　飯田　由香
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
大阪府大阪狭山市山本北1297番地の２　北野田グリーンハイツＢ棟402号室
債務者　池田　由枝
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
堺市堺区大仙中町10番１―103号
債務者　大石　義夫
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
大阪府富田林市若松町４丁目16番41号　第３祐村住宅103号、前住所大阪府富田林市川向町６番33号―12
債務者　中山安津子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
香川県東かがわ市松原1558番地
債務者　倉渕キヨミ
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２８号
香川県高松市前田西町1048番地１市営住宅前田団地203号
債務者　松本　剛彦
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６３号
香川県高松市香川町浅野1801番地６
債務者　石塚由香利（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８３号
香川県小豆郡小豆島町橘甲618番地２小豆島町営橘改良住宅Ｊ棟402
債務者　友永ナツヱ
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８９号
香川県高松市牟礼町大町1703番地９
債務者　山中　弘行
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９１号
香川県高松市鶴市町429番地３
債務者　坂口　美香（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６号
山形県鶴岡市外内島字明神川原209番地
債務者　上野　欣也
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部